

民間源泉の取得について

1 背景・経緯

近年、町送配湯施設へ流入される源泉数減とそれに伴う温泉流入量の減少傾向が懸念される中、現在流入があり、町が温泉を買い上げている1源泉(買上全体量の約1割)において、揚湯・流入を停止したいとの意向が示されました。

本町温泉事業としての将来にわたる温泉の安定供給に当たり、流入量の減少を食い止め、湯量を確保していくためには当該源泉の存続が必要と考えました。

当該源泉の状況等を精査しながら源泉所有者(保佐人)と町とで協議を重ね、温泉事業会計の中で取得可能であったため、一定の条件を付与したうえで取得(売買)しようとするものです。

2 取得しようとする源泉



取得予定金額 約2,950千円(採取権、土地(鉱泉地・敷地)、櫓・コンプレッサー等付帯設備 一式)

※土地の評価額をもとに、投資回収年数も考慮して協議

3 当面の対応

本源泉の取得に当たって、以下の条件解決が必要です。

- ・当該源泉の維持管理のための動線(進入路)の確保
- ・当該源泉から町送湯本管までの流入管の存置とその維持管理における立入の承諾
- ・当該源泉のメンテナンス及び揚湯機能(湯量・温度)の確認
- ・当該源泉を取得するための予算の確保

現在、進入路の通行などについては、地権者との協議により口頭ですが、了解をいただいています。一方、源泉の揚湯機能の確認などは、先方との一定の契約のもと実施することになっています。

そこで、上記条件を停止条件として付した売買契約を締結し、揚湯機能の確認などの現地作業に入ります。確認後、周辺地権者からの同意契約、補正予算を経て、契約成立とします。

4 スケジュール(案)

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| R8年8月 | 停止条件付売買契約締結 |
| R8年8月 | 当該源泉のメンテナンス及び揚湯機能の確認 |
| ～9月上旬 | |
| R8年9月 | 当該源泉の取得に関する補正予算 |
| R8年9月末 | 停止条件の成就(契約効力発生)→売買代金の支払い・所有権移転登記等 |